（案）

資料５

移動円滑化基準適用除外自動車の運行について

株式会社グローバル交通が、「吉川美南駅東口―メディカルマイ線」「吉川美南駅東口―吉川駅北口線」で使用する車両について、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号。（以下「省令」という。））第 43 条の規定に基づく、移動円滑化基準適用除外自動車の認定を受けるため、本協議会の合意を求めるものです。

１　移動円滑化基準適用除外とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。（以下「バリアフリー法」という）」では、原則として、車両の新規導入の際には、省令に定める移動円滑化基準に適合した車両（車いす対応等）の導入を義務付けています。

ただし、道路や地形上の問題等により移動円滑化基準を満たすことが困難などの合理的な理由のある場合には、地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

なお、この認定申請にあたり、必要に応じて地域公共交通会議等（吉川市地域公共交通協議会）での協議を調えることとされています。

２　適用除外認定を受ける路線

株式会社グローバル交通

（１）吉川美南駅東口―メディカルマイ　線

（２）吉川美南駅東口―吉川駅北口　線

３　適用除外認定を受ける車両の概要

No.	車名	型式	乗車定員	長さ	幅	車両総重量
1	三菱ローザ	2RG-BE740G	29 人	699 ㎝	201 ㎝	5,475 ㎏
2	三菱ローザ	SKG-BE640G	29 人	699 ㎝	201 ㎝	5,505 ㎏

４　認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

No.	条項	内容	基準値等	申請値等
1	第３７条第２項第１号	乗降口の幅	800 ㎜以上	665 ㎜
2	第３７条第２項第２号	乗降口のスロープ	有	無
3	第３８条	床面の高さ	650 ㎜以下	670 ㎜
4	第３９条	車いすのスペース	有	無
5	第４０条第１項	通路（有効幅）	800 ㎜以上	320 ㎜

５　申請を行う理由

当該路線は、地域の状況を踏まえ、市と協議の上で経路を定めた路線となりますが、経路上に狭隘箇所があること、また、一定の乗車定員を確保する必要があることから、バリアフリー法基準適合車両での走行が困難であるため、適用除外の認定申請を行うものです。

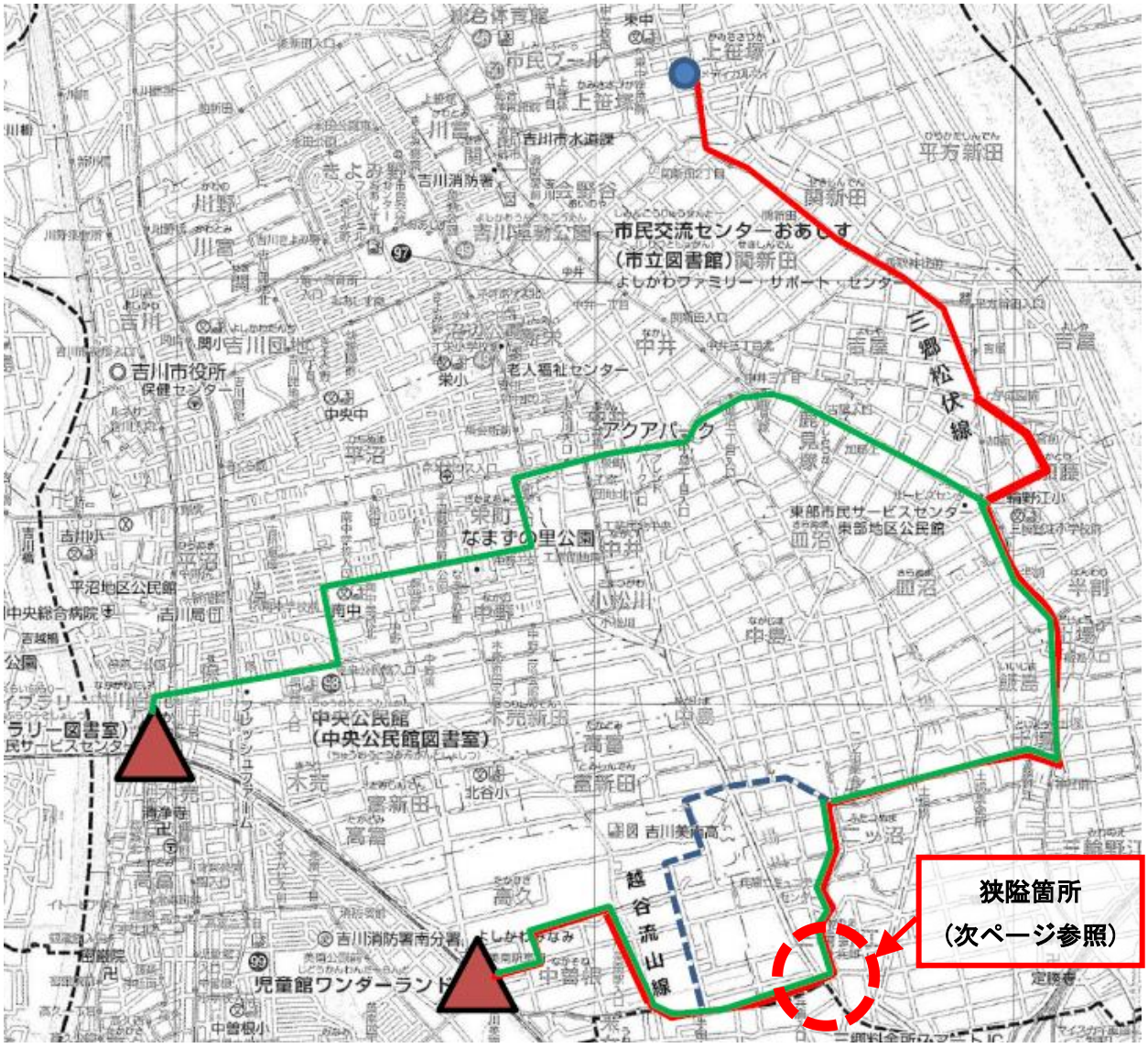
なお、移動円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者につきましては、事前予約制とし、移動円滑化基準に適合した車両（日野ポンチョ）にて迂回運行を実施します。

【参考資料】

（１）路線

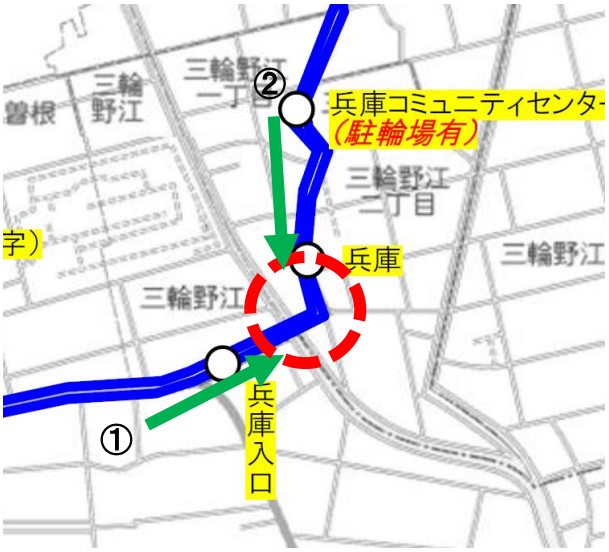
１　吉川美南駅東口―メディカルマイ　線

２　吉川美南駅東口―吉川駅北口　線



（２）狭隘箇所





（道路舗装面の幅員：4.0m）



（道路舗装面の幅員：4.2m）

（３）車両イメージ

